

## シルバー人材センターの業務拡大に係る特例措置について

## シルバー人材センターの業務拡大に係る特例措置（概要）

高年齢者雇用安定法を改正し、シルバー人材センターの業務拡大に係る特例措置を創設。  
(平成28年4月1日より施行)

- シルバー人材センターの業務のうち、派遣、職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする。
  - 要件緩和などにより、民業圧迫などが起こることのないよう、以下の仕組みを設ける。
    - ・ 要件緩和は、都道府県知事が、高年齢退職者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、厚生労働省が定める基準(\*1)に適合すると認められる場合に、対象となる市町村ごとに業種・職種を指定することにより可能とすること。
    - ・ 要件緩和を実施する業種などを指定するに当たっては、あらかじめ地域の関係者(\*2)の意見を聴取するとともに、厚生労働大臣へ協議すること。
    - ・ 要件緩和に係る指定が厚生労働省が定める基準に適合しなくなったときは、指定を取り消すこと。
- \*1 ①要件緩和により、競合する事業者の利益を不当に害することがないと認められること、②要件緩和により、他の労働者の就業機会などに著しい影響を与えないと認められること。
- \*2 ①市区町村長、②シルバー人材センター・シルバー人材センター連合、③指定しようとする業種・職種について派遣事業、職業紹介事業などを行う事業者を代表する者、④当該市町村の労働者を代表する者

## シルバー人材センターの業務拡大に係る特例措置（活用状況）

平成28年4月1日から（\*）

地域	業種	職種
秋田県仙北市、兵庫県養父市	全業種	全職種

\* 国家戦略特別区域として特例措置を活用していた地域。高年齢者雇用安定法の施行時から、全業種、全職種で特例措置の活用を認める都道府県知事の指定がなされたものとみなされている。

平成28年10月1日から

地域	業種	職種
滋賀県全域	各種商品小売業	生産関連事務の職業 商品販売の職業 製品製造・加工処理の職業

平成29年4月1日から

地域	業種	職種
神奈川県横浜市	各種商品小売業 その他小売業	商品販売の職業 製品製造・加工処理の職業
山梨県南アルプス市	業務用機械器具製造業	清掃の職業
山梨県北杜市	地方公務	その他の運搬・清掃・包装等の職業
山梨県笛吹市	学校教育	その他の運搬・清掃・包装等の職業
	持ち帰り・配達飲食サービス業	運搬の作業
	廃棄物処理業	その他の運搬・清掃、包装等の職業等